

平成30年第4回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成30年5月30日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成30年5月30日

4.出席議員(16名)

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 野 千佳子
13番 久保隅 逸 郎	14番 中 原 裕 侑
15番 馬 上 勝 登	16番 山 吹 富 邦

5.欠席議員(0名)

6.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西 村 隆 雄
--------	---------

7.説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1)筆の里工房空調改修工事について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
企画担当部長	貞 永 治 夫
総 務 部 長	宗 條 勲

建設部長	沖田 浩
総務部次長	堀野 辰夫
建設部次長	堂森 憲治
建設部技術次長	林 武史
地域振興課長	西岡 隆司
企画担当課長	西川 伸一郎
都市整備課長	福島 春樹

【建設部】

(2) 都市再生整備計画事業について(報告)

町 長	三村 裕史
副町長	内田 充
教育長	林 保
建設部長	沖田 浩
総務部長	宗條 勲
企画担当部長	貞永 治夫
建設部次長	堂森 憲治
建設部技術次長	林 武史
総務部次長	堀野 辰夫
都市整備課長	福島 春樹
地域振興課長	西岡 隆司
企画担当課長	西川 伸一郎

【民生部】

(3) 熊野町介護予防・ボランティアポイント事業について(協議)

町 長	三村 裕史
副町長	内田 充
教育長	林 保
民生部長	光本 一也
総務部長	宗條 勲
企画担当部長	貞永 治夫
民生部次長	時光 良弘

総務部次長

堀野辰夫

高齢者支援課長

西村ゆり

8. 案件

【総務部】

(1) 筆の里工房空調改修工事について(報告)

【建設部】

(2) 都市再生整備計画事業について(報告)

【民生部】

(3) 熊野町介護予防・ボランティアポイント事業について(協議)

【議会】

(4) 各常任委員会の活動状況について(報告)

(5) 議会運営委員会の活動状況について(報告)

(6) 議会広報特別委員会の活動状況について(報告)

(7) 全員協議会等公開の運用について(協議)

(8) その他

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) おはようございます。議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会では執行部から報告案件2件、協議案件1件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。皆様方からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず協議会の開会に当たりまして町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。町長。

町長(三村) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

案件説明の前に3点御報告申し上げます。

まず1点目でございますが去る5月3日、広島市において開催されたフラワーフェスティバルの「花の総合パレード」に10年ぶりに参加いたしました。世代を超えた町民約270人が「彼岸船」を引き「筆踊り」を踊って町制施行100周年を迎える本町を力強くPRした結果、最高賞である「パフォーマンス賞」を受賞することができました。参加者、筆の都くまの広報隊実行委員会の皆様、そして沿道などで応援をいただいた皆様に深く感謝申し上げます。

2点目ですが去る5月8日、湯崎広島県知事をお迎えし「県・市町連携会談」を行いました。「くまの・こども夢プラザ」の視察ではブックスタート事業に参加した親子と交流していただき「大型遊具」や「くまの・みらい交流館」などもごらんいただきました。その後、筆の里工房において「町制施行100周年と今後の100年を見据えたまちづくり」について対談を行いました。この内容は町制施行100周年記念誌に掲載いたします。

また意見交換では「子育て支援施策」をはじめとする県政全般や本町に関連する施策への知事のお考えをお聞かせいただき、非常に心強く感じたところでございます。県との連携を一層強化する中で引き続き諸施策を推進してまいります。

3点目でございますが障害者福祉サービスに関し熊野町を被告とする訴訟が提起され、これに対し原告の請求の棄却を求めて応訴いたしました。

65歳到達により介護保険サービスに移行することから、原告の障害者福祉サービス利用申請を却下した町の処分の取り消しを求めるものでございます。

なお、本件につきましては行政不服審査請求に対する広島県の審査において、町の処分は関係法令等に沿ったものであるとの認定がなされ、審査請求を棄却する判決がなされております。

以上3点、御報告申し上げます。

本日は報告2件、協議1件について御説明させていただきます。

まず報告事項の1件目、筆の里工房空調改修工事についてでございます。開館から20年以上の稼働により老朽化した空調設備の改修につきまして、工事概要等を御報告申し上げます。

報告事項の2件目は都市再生整備計画事業についてでございます。平成26年度に着手し、昨年度に完了したこの事業につきまして、昨年度事業と4年間の全体事業の実績を御報告いたします。

次に協議事項、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業についてでございます。高齢者にボランティア活動等の実践を奨励し、健康づくりや介護予防を促進することを目的としたこの事業の内容につきまして協議させていただきます。

以上の3件でございます。

また本年度の全員協議会における報告・協議の予定案件につきましては、お手元に資料を準備しておりますので、その概要につきましては総務部長に説明させます。

各案件につきまして議員の皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、本日よろしく御願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） 本年度、全員協議会に御報告または御協議させていただく予定案件につきまして、お手元の1枚物の資料に沿って御説明申し上げます。

まず8月から9月を予定時期としまして「防災行政無線」「おでかけ号」「観光交流拠点公園整備事業」及び「教育委員会事務・点検評価報告書」について予定させていただいております。

本年度から2カ年をかけて更新する防災行政無線の機能や整備スケジュール、現在行っております試行運行を踏まえた「おでかけ号」の運行計画、筆の里工房周辺における公園整備事業の進捗状況、教育委員会の権限に属する主要施策の点検と評価の結果などをその内容とするものでございます。

次に11月から12月を予定時期としまして「行政改革大綱」及び「コンビニ交付システム」について予定させていただいております。平成28年度から推進しております第5次熊野町行政改革大綱の昨年度における取り組み状況、住民票等のコンビニエンスストアでの交付をその内容とするものでございます。

年が変わりまして2月から3月を予定時期としまして「平成31年度当初予算」及び「国民健康保険税の税率改正」について予定させていただいております。予算の編成方針、規模、主要事業など当初予算の概要、国民健康保険の広域化に伴う保険税の改定を

その内容とするものでございます。

また現時点では時期未定でございますが「グラウンドゴルフ場」及び「小中学校空調機器」について予定させていただいております。

「グラウンドゴルフ場」につきましては昨年度、実施設計に資する情報収集を行うための基本設計策定業務を執行しております。

この業務は敷地の簡易分析、県内の整備事例等の調査、利用者へのアンケート、複数案によるコース配置計画の比較評価、配置計画毎の概算工事費や整備後の維持管理費用の見積もり等をまとめたものでございます。これにより施設整備に関するハード・ソフト両面のさまざまな課題等が抽出できておりますので、今後はこれら浮き彫りとなった整備上または管理上の課題並びに利用者の要望等についてどのような手法で、あるいはどのような段階的な整備構想をもって対処していくのかなどを精査し整備内容を固めてまいります。

現時点では時期は未定でございますが、初期段階における整備方針を固め次第、この全員協議会の場で協議させていただき、そこでの御意見等を踏まえ実施設計業務を進めることといたしております。

「小中学校空調機器」につきましては実施設計業務の概要がまとまり次第、御協議させていただきます。

これらの案件につきましては現時点で予定するものでございまして、今後追加案件等が生じた場合は都度御説明させていただきます。

全員協議会に係る予定案件の御説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） それでは早速協議に移ります。

報告案件、筆の里工房空調改修工事について執行部から説明を受けたいと思います。

貞永企画担当部長。

~~~~~

企画担当部長（貞永） それでは報告案件の1番目、筆の里工房空調改修工事につきまして御説明いたします。右上に資料1とあるものをごらんください。

まず1の目的、2の理由でございますが筆の里工房は平成6年のオープンから20年以上経過し、28年度に会議室及びレストラン、29年度には地下展示室の空調設備が故障しております。さらにメンテナンス業者の報告では故障箇所によっては既に製造が

中止されて供給できない部品もあり、修繕対応が困難なことが危惧されているところでございます。また作品展示の際には温度・湿度の管理が重要であり、空調設備の不調は筆の里工房の運営に大きな支障を来すことから空調設備の全面的な改修を施工し、来館者サービスの低下を防ぐこととしております。

3の改修概要でございますが地下展示室及びエントランス等の大空間の空調は現在の灯油炊き空調機を更新するとともに湿度管理が容易に行えるよう、一部電気式空気調和機を併設いたします。

次にレストランはこれまで展示室・エントランスと同系統の空調方式でございましたがこれを切り離し、単体で使用可能な個別電気式とします。事務室・研修室等、比較的小スペースの部屋はこれまでと同様の電気式で機器の更新を行います。収蔵庫につきましてもこれまでの湿度管理のできる電気式で更新を行います。またこれらの改修に伴いまして自動制御装置や受電設備等の改修も合わせて行います。

4の工事費でございますが工事の入札を5月11日に行いまして、1億2,852万円で落札した業者と仮契約を行っております。工事の予定額が5,000万円を超えておりますので契約には町議会の議決が必要となることから、6月定例議会に契約締結議案を提出させていただくこととしております。

5の工事実施期間は議会の議決を得た日の翌日から来年4月末を予定しております。年度をまたいでの工期としておりますのは、100周年記念企画展が終了する本年11月5日以降に筆の里工房を休館して現地工事を開始する必要があるため、工事期間を考慮した上での措置でございます。

6の仮契約相手方は株式会社三晃空調中国支店でございます。当該業者の実績でございますがエールエール福屋駅前店、紙屋町地下街シャレオなどがございます。

工事の図面でございますが1階・地下1階の工事図面を添付させていただいておりますので御確認いただけたらと思います。

私からは以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば  
お願いいたします。立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 1回は故障しているということと、それから故障箇所によっては既に製

造が中止されているということなのですが、大体20年以上過ぎたら故障するという、
そういう箇所は大体どのようなところが故障するのか教えてください。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 故障でございますけれども、長期、やっぱり電気等で動くもの
でございますので、それがとまってしまおうとか吹出口のところをとまってしまおう、そう
いうところの基盤を交換しようとするとうと基盤がないとかいうことが起きますので、そう
いう故障が結構多くございました。吹出口のところの空調機がとまってしまおうという故
障がございます。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 機械的にハードの部分というよりも基盤というような自動制御というか、
そういった部分が、そういった部品とか機械的なものじゃないんですか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 今の電気のほうの系統と、それから今回も更新する方式は灯油
でございますけれども、そちらのほうの灯油炊きのボイラーといいですか、そちらのほ
うも時々とまってしまおうことも起きております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。藤本議員。

11番（藤本） この入札に関してですけど、15社ほど参加されて10社ぐらい辞退
となってるんですけど、これは辞退が何でここまで多いんでしょうか。

議長（山吹） 内田副町長

副町長（内田） 辞退の主な原因は技術者の関係、技術者が一定の人数いないと、いろんなところをもっていくということになりますので、その現場のほうに入る技術者がいないというのが一番件数が多くございました。

それとあとは手持ち工事が多くて工事を受注することが困難である。ただこの15社につきましては一定の規模の大きさということで金額的にも大きいということで選定いたしました。その中で呼びさせていただく段階で、早い段階からという形もありますし、調整していただきながら来れないという方の結論いただいた業者もございます。

そうした形の中で前回も空調設備、ちょっと入札大きなのをやっとなんですが、それと同じような形で、この業種については今のところ、いろいろなところの修繕というのとか大きな工事を抱えてらっしゃるといのがどうも多いようでございまして、そういった形の中で辞退という形になってしまいました。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） そうでしょうね、技術者がいないとか、そういうのが前回の町民会館でもそうだったような気がしますので。ただ今後こういういろんな改修が出てくるわけですけど、これだけじゃなくていろんな意味で。やはり2020年の東京オリンピックあたりで、やっぱりコンクリートがあっちに全部流れているとか、鉄が流れているとかいう情報も入ってますので、なるべく早目に計画を公表して、そして入札期間と公告の期間を長くして、なるべく参加者がふえていいものができるような形をとっていただきたいなというだけでございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 空調とは別になるのかもしれませんが、収蔵室は二酸化炭素の消防施設があったと思うんですけど、こういうのとは全く別物なんですか。そっこのほうも更新するとか、どうなんですかね。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） こちらのほうも何年かすると交換しなくちゃいけないんで、これ1回、多分したと思います。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今回は入ってないということでもいいんですね。わかりました。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは筆の里工房空調改修工事については6月定例会において契約締結議案が提出されますので、ただいまの報告を踏まえて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、都市再生整備計画事業について執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

建設部長（沖田） それでは都市再生整備計画事業について御説明させていただきます。資料2をごらんください。

まず1の「平成29年度事業実績」でございますが、平成29年度はここに掲げております5つの事業を実施いたしました。表の をごらんください。大型遊具設置事業でございますが、この事業では芝生広場へあずまやの建設を行い、事業費は486万円でございました。次に 防災コミュニティセンター建設事業は新築工事と防護柵設置工事を行い2,462万7,872円、交流広場整備事業は広場整備工事と遊具設置工事を行いまして、事業費は1,817万4,240円となっております。 ポケットパーク整備事業は解体設計業務と屯所解体工事及び公園の整備工事を行い305万9,640円。

西部ふれあい広場整備工事はトイレ整備工事と広場整備工事、及び防災無線柱移設工事を行いまして3,489万8,040円。 町道側溝整備事業（4期工事）は5工区に分けて工事を実施し、計2,092万2,840円の事業費でございました。

次のページ、2枚目をごらんください。次に2、年度別事業費ですが表をごらんください。

この表はこれまでの事業費、国費及び国費率を年度別にあらわしています。これを見ますと平成26年度の事業費は6,127万6,889円で、うち国費が2,540万円、国費率が41.5%、平成27年度の事業費は4億4,531万1,530円で、うち国費が1億4,520万円、国費率が32.6%、平成28年度の事業費は1億2,411万8,949円で、うち国費が6,590万円、国費率が53.1%、平成29年度の事業費は先ほど説明いたしましたとおり1億654万2,632円で、うち国費が5,840万円、国費率が54.8%で、事業期間全体の合計としましては事業費が7億3,725万円で、うち国費が2億9,490万円、国費率が40%となり、これで「熊野団地地区」都市再生整備計画事業は全て完了となりました。

なお、各事業別の最終事業費につきましては事業個所図の中に記載しております金額のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。民法議員。

8番（民法） 西部ふれあい広場の利用状況と、そしてもう1つポケットパークの整備事業なんですが、どのように活用していくのか教えていただきたいと思います。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） まず始めのふれあい広場の利用状況でございますけれども、土曜・日曜、これは人数とかを調査・集計した資料はまだございませんけれども土曜日・日曜日、私も注視して見にいたりすることもございますけれども、土曜・日曜あたりは小学生のお子さんとか子供連れの親子の方とか、かなりたくさんお見受けいたします。それと広場の中に設置しておりますバスケットゴールにつきましては中学生・高校生あたりが頻繁に利用しておる状況でございます。それと平日、私は団地に住んでおりますので帰り道に向こうを歩いて帰るようになっておりますけれども、その平日の夕方の時間帯

につきましては、やはり小学生のお子さんが多くございます。それと下校途中の高校生が上のトイレに設置してありますベンチで休んでおるのを多く見かけておるところでございます。

それと2番目の御質問、ポケットパークのことでございますけれども、主には団地中のウォーキングされておる方が結構おられるんですが、その方々の休憩とか後は地元で活用していただくということを考えておるところでございます。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） 交流広場の整備事業のところの広場の整備工事にかかる費用と、それから西部ふれあい広場のところの広場整備工事の費用と、それからポケットパークのところの解体設計業務と3つあります。これ一つずつ教えていただきたいと思います。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） まず交流広場でございますけれども、交流広場の整備工事が1,780万7,000円でございます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ポケットパークのそれぞれの事業費でございますけれども、解体工事、もともと団地消防団の屯所が建てございました。その解体工事が126万4,000円、それとポケットパーク、小さい公園の整備に関する工事費が129万9,000円です。それとそれらに伴います実施設計、これ業務ですが、これが49万7,000円という内訳になっております。西部ふれあい広場についてもそれぞれの内訳が要りますか、大丈夫ですか。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。片川議員。

6番（片川） 私も教えてもらいたい。 のあずまや建設工事、これ500万円近い金額になっとるんですが、これはあずまやだけですか。何にこういう予算が、ちょっと高い気がするので教えてください。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 主には、あずまやでございますけれども、あずまやと、その下の部分、このインターロッキングの舗装、この2つでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 建物の平米とインターロッキングの平米をちょっと教えてください、参考までに。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） ちょっと平米数は資料がないので済みません。

議長（山吹） 後から聞いてください。

立花議員。

3番（立花） 今の西部ふれあいのとこの広場の整備工事というのは、この資料の2か、いや、3か、そこに書いてあるのは事業費が5,900、これのことですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 4カ年でこの都市再生をやっておりますけれども、その中で4年間でかかった費用が2枚目の分でございます西部ふれあい広場整備事業5,906万6,2

80円ということでございます。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 西部ふれあい広場の整備事業の全体じゃなくて、さっきの交流広場と同じように広場の整備工事にかかる金額を教えてください。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 広場だけの工事でございますけれども、これはトイレとかを除いたものでございますが4,252万6,000円ということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。沖田議員。

5番（沖田） 交流広場の整備事業、遊具設置工事なんですけれども、小さい滑り台がついてたと思うんですが、先日ふでりんマーケットに行ったときには移動されてたんです。この遊具設置工事というのは遊具そのものの値段だけという意味で、その小さい滑り台だけと考えてよろしいんですか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） ほとんどその遊具自体の金額でございます。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは都市再生整備計画事業については本事業で整備した、くまのみらい交流館などの施設が今後利活用され、熊野団地内が活性化されることを期待し、

次の協議に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。入れかえを行います。

(休憩 10時04分)

(再開 10時05分)

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件、熊野町介護予防・ボランティアポイント事業について、執行部から説明を受けたいと思います。光本民生部長。

民生部長(光本) 熊野町介護予防・ボランティアポイント事業につきまして、お手元に配布しております資料3、1枚物を用いて御説明申し上げます。

まず1、事業の目的でございます。高齢者等がボランティア活動や健康づくり教室等へ参加した場合にポイントを付与し、その集めたポイントに応じた奨励金等を還元することで健康の維持や介護予防の促進を図るとともに、住民参加による活力ある地域づくりを推進することを目的としております。

次に2、ポイント付与対象者でございます。毎年1月1日現在で熊野町に住所を有する満40歳以上の人を対象といたします。この事業に参加しようとする人は町に申請していただき、熊野町介護予防ボランティア手帳の交付を受けていただきます。町は候補者名簿を作成し管理いたします。参考としましてお手元にこの手帳を配付させていただきました。

この手帳は健やかに熊野で過ごしたいという願いを込めまして、すこくま手帖という名前をつけておりますが、この手帳の中にスタンプを押印するページを設けております。手帳の67ページから72ページまで3年間使用するものとしております。

次に3、ポイントの対象になる活動とポイント数でございます。対象となる活動は大きく分けて2つございます。1つ目は町に登録したボランティア活動団体及び介護事業所でのボランティア活動です。開始年度のことは社協ボランティア、認知症カフェ、シルバーリハビリ体操指導士、見守りパトロール隊と町内の介護事業所を対象としております。ここで行ったボランティア活動についてはスタンプ2個となります。

なお、国や町、町社会福祉協議会などから活動費の補助金・助成金を受けている団体は対象外といたします。

ポイント対象となる2つ目の活動ですが、町主催の健康華齢教室などの健康づくり教

室及び介護予防教室への参加です。この参加につきましてはスタンプ1個としております。

なお、スタンプ1個は100ポイントとして換算いたします。ただし、ことしにつきましては8月開始を予定しておりまして、月数が5カ月と少ないことを考慮いたしまして、ことしに限りポイントは2倍といたします。広くこの事業を周知し、多くの方に参加を図ってまいりたいと考えております。

次に4、ポイント付与期間です。毎年1月1日から12月末までの1年間をポイントの付与期間としております。ただし、ことしにつきましては8月1日から12月末までの5カ月間となります。

次に5、ポイント交換です。12月末までに集めたポイントは奨励金に交換できます。奨励金の算定基準は左下の表のとおりでございます。1,000ポイント単位の交換となり上限は5,000ポイントとしております。奨励品につきましては奨励金の交付時に奨励品抽せん会参加券を交付いたします。

続いて右のページ6、奨励金及び奨励品の支給についてです。ポイント付与期間12月末の終了後、翌年1月4日から1月末日までの間にポイント交換申請を町で行っていただきます。町はその内容を審査した後、ポイント数に応じた奨励金及び奨励品抽せん会参加券を交付いたします。奨励品抽せん会参加券は2月下旬に開催予定の町健康まつりで行う抽せん会の参加券としております。

なお、申請月の1月末時点において町税等の滞納がある方については奨励金の交付はいたしません。

次に7、事業の仕組みでございます。これまで説明させていただきました内容を図で示しております。

最後に8、事業の実施スケジュールです。ボランティア活動団体・介護事業所への説明会を去る5月17日に開催し、現在登録手続を開始しております。7月1日からお手元に配付いたしましたすくま手帖の交付申請の受付を開始し、交付を行います。この手帳はポイントとなるスタンプ押印のページのほか、健康管理・介護予防に必要な情報や介護予防に向けた個人の目標・活動の記録などを書き込めるページも設けておりますので、ポイント事業に参加されない方でもお持ちになっていただきたいと考えております。

なお、来年1月1日からは新たなスタンプ付与期間に入ります。1月から12月末ま

での1年間の活動期間となり、より多くの方に参加していただきたいと考えております。
説明は以上でございます。

議長（山吹） それでは執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。沖田議員。

5番（沖田） 介護予防・ボランティアポイント事業について、今奨励金と奨励品ということで、これは3月議会でもお聞きしたんですけれども、町民の方に聞き取りを行いましたところ、品物は自分の欲しい物が当たるとは限らないので、できればお金がいいという意見の方がすごく多くて、どちらでも選べるようになってるんではあるんですけれども、今これを拝見するのに奨励品をあえて入れているというのは健康まつりへの町民の誘導というところもあるのかと思ったんですが、どちらともやるとなった経緯をできればお聞かせ願いたいんですが。

議長（山吹） 西村高齢者支援課長

高齢者支援課長（西村） 奨励金は基本、交換は奨励金に皆さんしていただけます。抽せん参加券のほうはプラスアルファということで考えております。皆さんに奨励金を受け取っていただいて、その決定通知のときに一緒に参加券を配付いたしまして、健康まつりにおいでいただいた上でちょっと目玉的なものを広報の意味も込めましてやらせていただこうと考えております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） この事業は高齢者等がボランティア活動を行ったりということで、等が入っておりますから40歳以上、問題ないとは思いますが、そこらあたりのことと、これを行ったときの、難しいとは思いますが効果というか成果というか、どのようにして検証するかということと、年間の費用はどれくらい、上限があるのかということか、そこらあたりのことと、これだけでも課題というか問題というのは今のところはな

いのかどうか、その点についてお願いします。

議長（山吹） 西村高齢者支援課長

高齢者支援課長（西村） まず40歳以上という参加対象としておりますけれども、特定健診等全て町内ほとんど40歳以上から。40歳以上になりますといろんな病気の心配も出てまいりますので、若いときからということで40歳以上として熊野町は出発をさせていただきたいと思っております。

それから事業の効果でございますけれども、参加者にとっては生きがいややりがいが、それからまた介護予防の効果ということになります。それから町にとりましてはそういうふうに皆さんがボランティア活動をしていただくことによって介護をより近くに感じていただくこと、介護現場を近くに感じていただくこと、それから介護に関心を持っていただくとともに御自分の健康に注意を払っていただくこと、それから元気な高齢者がふえていくということで、介護給付費の抑制というところまで一応は考えております。ただこれを図りますには多少の時間がかかろうかと思っておりますので、事業を開始しまして1年、2年後にはそこら辺の効果まで考えてみたいと思っております。

それから課題でございますけれども、ことは限定的にした団体で始めさせていただきまますので、これが広く知れ渡ることによって皆様が私たちの団体もとか、こういう活動はあるのではないかというような御意見はいただくのではないかと考えておりますので、そこら辺を来年以降の事業に取り入れていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

議長（山吹） 続けてお願いします。

高齢者支援課長（西村） 費用の面でございますけれども、今年度予算として115万円を計上しております。奨励金を100万円、それから奨励品を5万円、それから事務用品等で10万円の内訳となっております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） これは予算としたら115万円ということなんですが、これは人数的なものは大体どれくらいというようなことを見込んでおられるかと。

議長（山吹） 西村高齢者支援課長

高齢者支援課長（西村） 人数としては上限5,000円といたしまして、200人を想定しております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それではこのあたりでまとめとさせていただきたいと思います。ただいまの説明を了とし、広く住民に周知され効果的な事業とするよう要望しまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

再開は10時半といたします。

（休憩 10時18分）

（再開 10時30分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この後は議会の協議事項に移りたいと思います。

報告案件、各常任委員会の活動状況について各常任委員長から報告を受けたいと思います。

最初に時光総務厚生委員長、お願いします。

7番（時光） 総務厚生委員会は5月30日に委員会を開きまして、平成29年度の主要事業の実績状況について、平成30年度の主要事業の概要及び課題等について、総務厚生委員会の今年度の活動計画の策定について話し合いをしました。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 次に片川文教委員長、お願いします。

~~~~~

6番（片川） 私どもも5月11日に委員会を開きまして、主な協議内容といたしまして今年度の活動計画についてということを協議いたしました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 次に民法産業建設委員長、お願いします。

~~~~~

8番（民法） 産業建設委員会は開いておりませんが、視察の日程が決まりましたので報告させていただきます。

7月12、13日、木・金と愛知県知多郡阿久比町のほうへ視察に行つてまいります。その目的でございますが筆の里工房の開発を間近に控え、世代を超えた触れ合い活動、青少年育成の拠点として町民の多様なニーズに対応する多機能な施設として整備された、ふれあいの森について調査してまいりたいと思います。この町は人口2万8,000人、熊野町とほぼ一緒ぐらいの規模の町で、調査についてはまた委員会のほうでいろいろ勉強させていただくことにしております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 各常任委員長からの報告が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について、議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

沖田議会運営委員長、お願いします。

~~~~~

5番（沖田） 議会運営委員会は今月開いておりませんが、6月議会に向けて6月7日木曜日9時半から予定しておりますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本議会広報特別委員長、お願いします。

~~~~~

4番（諏訪本） 前回、全協のほうで報告しました広報委員会以後、視察はできるだけ早いほうがいいと、そしてよりその成果を早く求めたいということから委員長・副委員長のほうに一任されまして、本町の議会だよりの課題等をしっかり見据えた上で7月3日と4日に神石高原町と鳥取県の日吉津村、神石高原町はページ数が28ページぐらいでちょっと内容的にはかけ離れたところなんですが、内容的には随分いろんな取り組みをされておられる。それから日吉津のほうは、これは全国でも入賞したりする村なんですが、ページ数が18ページであるというようなことから大変参考になるということから、この2つの町・村へ視察に行つて、できましたら今度の9月の議会だよりに反映できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

協議案件、全員協議会等公開の運用についてを議題としたいと思つます。

この件につきましては私のほうから説明させていただきます。

去る5月8日の全員協議会後の懇談会で、全員協議会や委員会などの傍聴資料配付などの今後の運用について皆さんから御意見をいただきました。それらをもとに、お手元に配付しております資料4のとおり、全員協議会及び委員会等の公開傍聴等の運用方針の案を作成いたしました。この案は本日の協議会で皆さんに協議いただくため、つくったものでございます。内容を事務局長のほうから説明させます。事務局長。

~~~~~  
議会事務局長（西村） それでは私のほうから説明させていただきます。全員協議会及び委員会の公開傍聴と運用方針等の案をごらんいただきたいと思っております。

まず冒頭の公開傍聴の方針でございますが、委員会は本会議とは異なりまして、地方自治法第115条の規定による会議公開の原則が適用されず、委員会審議の公開は任意とされているところではございますが、本議会の委員会条例におきまして議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができることと傍聴が想定されておりますことや、議員必携その他の参考文献におきましても公開することが適当であるとされていることから、全員協議会及び委員会とも原則公開することにしたらどうかというものでございます。

ただし秘密会とする必要がある場合のほか客観的な理由により公開すべきではないということがありましたら、傍聴を認めないという場合はあるかと思っております。

続いて傍聴の手続でございます。委員会や全員協議会を開催する前日の夕刻までに電話、あるいは口頭等で申し込みを受け付けまして、議長または委員長の許可を得た上で回答しようとするものでございます。申込者に対する回答は、できればその日のうちに回答するのが望ましいとは思いますが、当日、議長あるいは委員長への連絡が困難な場合も想定されますので、そういった場合を想定いたしまして全員協議会・委員会開催の直前までに回答したらどうかという案でございます。

前日までの受付としたほうがよいと思われる理由につきましては、その下のほうに記載しておりますけれども、基本的に議長や委員長が傍聴を許可するに当たりまして、会議の内容が公開に適したものであるかとか、委員会の場合では会場を変更したほうがよい場合があるのではなからうかとか、そうしたことを勘案する必要から直前ではなく時間的な猶予があったほうがよいのではなからうかと考えたものでございます。また時間的な余裕があれば、執行部が資料の追加準備等を行うことも可能になるということも考え

ております。

続いて傍聴者数ですけれども、後ほど会場の確保について御説明いたしますけれども、会場の都合により人数を制限することとして、これを先着受付順としたらどうかと思っております。そして細かいこととなりますが、全員協議会または委員会開催当日は本会議の傍聴と同様、住所・氏名等の記載をしてもらうこととします。また公開とする場合でも、会議の途中での申し出はこれを受け付けないこととします。これは議長または委員長の許可制でございますので、審議中に議長・委員長が許可できないこともございますし、また議場とは異なりまして入退室によりまして発言等がとまるなどによりまして、審議に影響する可能性があるなどが想定されることによりまして、同様の理由で傍聴者の入室は会議の開始までといたしまして、会議が始まりましたら入室はできないものとしたらと考えております。ただ途中退室はこれを認めようと思っております。この場合でも会議に休憩があり、休憩後の再開になるまでその後の再入室は認めないこととしたらどうかと思っております。

続いて会場の確保についてでございますが、次の表で上の段では全員協議会や予算委員会、あるいは決算委員会など議員全員が出席する場合で、執行部の説明員がある場合とない場合、続いて下の段では常任委員会等、全議員が出席しない場合で同じく執行部の説明員がある場合とない場合により現在審議している部屋、そして傍聴がある場合の対応を整理しようとしたものです。

この会場の確保のことからですけれども、やはり委員会室のスペースにゆとりがないことから次のことを考えてみました。

まずここ第1委員会室につきましては相応のスペースを確保するため机等のレイアウトを若干変更したらどうかと考えました。3枚目のほうにレイアウトの変更案をお示しさせていただいております。

左側の図が変更前、現在の状況で右側が変更後となります。議長席・副議長席の机につきましては、現在変更前は1台であったものを今度は横2台に並べまして、縦の議員席で現在ここ空席となっていた箇所、席表の民法議員さん、それから尺田議員さん、あるいは山吹議長さんのところ、それから荒瀬議員さんの横のところは現在空席となっておりますが、これをなくすように配席いたしまして、机を排除することによって約90センチ余裕ができますので、その余裕を利用いたしまして傍聴席を確保しようと考えました。こうすることによりまして、執行部側でも傍聴者が近くにいる不要な圧迫感、それ

から資料ののぞき込みを軽減できるんじゃないかならうかと考えました。

なお の傍聴者の席位置でございますが、なおスペースに余裕がない場合があると思います。第2委員会室で音声のみとする場合も想定いたしております。

またもとのページのほうに戻っていただきまして、表の中で特に第2委員会室は傍聴席の確保が困難であるということからですけれども、 の常任委員会との場合で執行部の説明員がある場合、これまでは第2委員会室で会議しておりましたが、これを第1委員会室としたらどうかとするものでございます。

そして一番下に、入室制限の案として記入してみましたけれども、第1委員会室での会議の場合は傍聴者が5人まで、第2委員会室は2名までとしたらどうかと考えてみました。

続いて次のページに移りまして、資料の配付についてでございます。まず傍聴者には会議次第を配付することといたします。そして当該傍聴者から会議で使用される資料の配付を求められる場合ですけれども、基本的には配付することとしたらどうかと思います。ただ議会事務局には全協や委員会で使用するために必要な部数しか受領しておりませんので、傍聴者等に配付する資料は追加として執行部に依頼してこれを配付することになります。また議会で作成した資料を求められる場合も同様としたいと思います。

なお、資料が膨大な量であるなどにより追加作成が困難な場合、あるいは一般に公開すべきでない事項が含まれる場合などがあるかと思えます。こうした場合、例えば執行部から配付拒否の依頼がある場合はお断りしたらどうかと考えます。また議会で作った資料につきましても同じように考えたいと思います。また傍聴はしないけれども資料のみ求められる場合というのがあろうかと思えます。これにつきましては会議後であれば議会では基本的に了解することとして、執行部に判断を委ねたらどうかと考えてみました。

以上ざっとでございますけれども、議会全員協議会及び委員会の公開傍聴等の運用についての説明とさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） それでは説明が終わりましたので、議員の皆さんの御意見を求めます。意見はありませんか。大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） 資料配付に関する事なんですけど、ほかにもあるんですけど、例

例えば資料配付で執行部に判断を委ねるとか内容によっては執行部に判断を委ねるという
ような形になってるんですけど、基本的に執行部に相談した後に議会が決定してという
ほうがいいと思うんです。執行部に投げて執行部がいいよと言うからやりますじゃなくて、
戻ってきて議長判断でやりますのほうがいいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 経緯はそのようになろうかと思います。

ほかにありませんか。藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） これ前日の5時となってますよね。前日の5時にぎりぎり来られて
資料をつくるとか何だかんだといたら、職員の手間もかかってきて余分な残業にもな
ってしまうような気がするので、もう1日とか、その2日前とかそういうのはあっても
いいのかなと、あんまりにもその前日は。対処というかいろんな内容が出てくると思う
ので、出せるか出せないかとか、入れるか入れないかとかいうのは、5時ではちょっと
遅過ぎるような気がするので、できればその2日前とかにできないかとは思いますが、
どうでしょう。

~~~~~

議長（山吹） ちょっと私のほうから。それを考えたんですが、どこの町も当日まで受  
けるということになっとるんです。そのことがありまして、やっぱり5日ぐらいはもっ  
てもいいなというような思いがあったんですが、前もってということがあったんですが、  
ちょっとその辺も難しいんじゃないかと思ひまして、当日はお断りして前日までにとい  
うことで許可を申請していただくようになったんです。

ほかに。立花議員。

~~~~~

3番（立花） じゃあついでに、よその町はどれくらい傍聴に来られるかというのがわ
かれば。

~~~~~

議長（山吹） 局長。

~~~~~

議会事務局長（西村） 前回の資料でお示したとこですけど、若干名ということで1
名ないし2名ぐらいだと伺っております。

議長（山吹） これもあんまり広報して集めることもないですし、その辺は臨機応変に。
藤本議員。

11番（藤本） 資料の配付についてなんですけど、これはどことも請求があれば出して
るんですか。その請求というのは来て口頭でくださいというので出せるんですか。そ
んな簡単なものなんですかね。

議長（山吹） 局長。

議会事務局長（西村） 郡のほかの町でございますけど、基本的に出してる状態がある
と伺っております。資料の請求があったら、その場で出していると、基本的に執行部のほ
うには出せない、事前にもう傍聴があるということを前提にですね、資料を作成いただ
くほうがいいのかと、その中にはさっきも申しましたけども個人の情報であるとか表に
出すべきでない資料もあろうと思いますので、そこは先ほど議長も言ってくださったん
ですけども、協議しながらということになるかと思うんですけども、基本的には出し
ていくのが多いというのが伺っております。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） 前に東広島まで資料が欲しくて、くださいと言ったら、ちゃんとした
申請書を書いてくれと書かされて、そして特に町外だったからということであったんで
すけども、やっぱりその議案なり何なりというのはそんなに簡単に出していいというか、
どうなのかなと。その請求者によっては、やっぱりちゃんとした申請書を書かすべきじ
ゃないかと思うんです。そこらまで調べていただいていますか。

議長（山吹） 局長。

議会事務局長（西村） 済みません、ちょっとそこまで調べては。

議長（山吹） ほかにありませんか。尺田議員。

1番（尺田） このレイアウトの変更案で、傍聴席が執行部の真後ろにあるんですけども、議員に見せられないような細かいメモなりああいったものも、執行部は用意しておると思うんです。やっぱり真後ろというのは見られてもいいものといけないものが。もうちょっとこれを真後ろじゃなくて横のほうにするとか、その辺を考えてもらいたいと思います。

議長（山吹） 局長。

議会事務局長（西村） そういったこともございまして、90センチ前のほうにずらして、ある程度執行部に近くないところというのを目指していたものでございます。ですので、あそこの席が満席になることというのは本当に予算特別委員会、決算特別委員会ぐらいかなという気はしておるんですが、そうでない場合につきましてはああいったところ、それも人数の制限をして、例えば5名ぐらいまでにしたらどうかと考えて今回の案に至ったところでございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 予算委員会、決算委員会の場合は傍聴はどうするんですか。

議長（山吹） 局長。

議会事務局長（西村） やはりその場合でも傍聴は認めざるを得ないのかなと思っております。傍聴があることはもちろん執行部のほうにもちゃんとお伝えすることになります。当然わかることになりますので、その資料についても気をつけていただくことになるのかと思います。そういった分はちゃんと事前に協議はしておきます。

以上です。

議長（山吹） 後からちょっとまた説明したいと思いますので。

それでは本件につきましてはこの案をもって運用していきたいと思いますが、御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。それでは本案件についてはただいまのようにさせて
いただきます。

続いてその他ですが何かありましたら。

(「なし」の声あり)

議長(山吹) ありませんかね。それでは以上をもちまして全員協議会を終了したいと
思います。

(閉会 10時51分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長